

一般社団法人地域後見推進センター

平成 30 年度市民後見人養成講座フォローアップ研修報告

平成 30 年 7 月 28 日 於 東京大学本郷キャンパス

7 月 28 日（土）に、一般社団法人地域後見推進センター主催で、平成 30 年度フォローアップ研修が開催されました。

本研修では、認知症ケア、判断能力が不十分な人の医療同意や意思決定支援、成年後見制度の現状と成年後見制度利用促進基本計画のあり方などについて、講義が行われました。

研修の概要としては、以下の通りです。

認知症ケアの最前線！～認知症になっても安心して暮らせる社会とは～

長澤かほる（(株)ケアサークル恵愛、介護支援専門員、東京都認知症介護指導者）

認知症を正しく理解し、ご本人が住み慣れた地域で穏やかに笑顔で暮らし続けられるよう、市民後見人として寄り添える実践力を学ぶことを目的に講義が行われました。

特に認知症についての基礎理解では、四大認知症と呼ばれるアルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症についてそれぞれ詳細な説明があり、介護者ではなくご本人を中心とした認知症ケアが必要である点は後見活動に通じるものがあると思いました。

判断能力が不十分な人の医療選択と意思決定支援

江口洋子（慶応義塾大学医学部精神・神経科学教室、心理士）

判断能力が十分でない人への意思決定支援について、医療従事者の立場から現場ではどのように医療同意を取得しているか、またその際に意思決定能力をどのように測っているかの説明がありました。

診療内容のグラデーションの話は興味深く、例えば予防接種のような安全性が高く行為メリットも大きい医療と、末期がん延命手術のような安全性が低く行為メリットも小さい医療では、意思決定支援において踏むべきプロセスも変わってくるということでした。

成年後見制度を取り巻く状況と市民後見人に期待すること

濱崎啓介（最高裁判所事務総局家庭局専門官）

成年後見制度を取り巻く状況として利用状況の推移や申立ての特徴、後見人の選任状況の説明があった後、成年後見制度利用促進基本計画の進捗を踏まえて裁判所がどのような役割を担っていくかといった話がありました。

市民後見人に期待する役割として、地域連携ネットワークのチームの一員となり今後急増するであろう後見ニーズに対応して欲しいとのことでした。裁判所の市民後見人への印象として、身上保護については地域とのつながりを活用して本人を支えることができる点、財産管理については社会に貢献するという高い志と倫理観をもって活動している人が多い（市民後見人による不正横領事件はまだ発生していない。）点を評価しているという説明がありました。

研修当日は台風が接近する悪天候の中、市民後見人養成講座修了生など約170名の方が参加し、修了生の熱意と関心の高さを窺い知ることができました。閉会の辞で遠藤英嗣理事より利用促進法の制定以来、方向性は示されたものの未だ具体的な方策は一つも出てきていないという旨の苦言が呈されましたが、期限が迫れば行政も加速度的に施策を打ち出してくると思われるため、今後も各方面にアンテナを張り、情報収集を続けたいと感じました。